

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-1)

施策名	目標1－1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	1,075	920
	補正予算(b)	—	—	0	0	
	繰り越し等(c)	—	—	0	0	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	合計(a+b+c)	—	—	1,075	921	
	執行額(百万円)	—	—	1,000		
施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
地球温暖化対策基本法案		平成22年10月8日 (閣議決定)				

測定指標	1 温室効果ガスの排出量(CO <sub>2</sub> 換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	62年度
		12億 6,100万	13億3300 万	13億6500 万	12億8100 万	12億900 万	調査中	2億1,180 万
年度ごとの目標値								
2 世界全体での低炭素社会の構築推進	2 世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	—	LCSを立ち上げ	ペルリン で年会を開催	—
年度ごとの目標値								
3 気候変動影響評価、適応策の推進	3 気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	賢い適応 の策定	温暖化の 観測・予 測及び影 響評価統 合レポート の作成	適応指針 の策定	—
年度ごとの目標値								

	<p>○我が国が地球温暖化対策に取り組むための基本的な要素を定めた地球温暖化対策基本法案については、平成22年3月に、第174国会に提出されたものの、同年6月に国会閉会に伴い審議未了にて廃案となつた。その後、同年10月に、同法案を再度閣議決定して第176国会に提出し、同年12月には国会閉会に伴い継続審議となつてゐる。</p> <p>また、平成22年4月に、中央環境審議会地球環境部会に中長期ロードマップ小委員会を設置。同小委員会において、平成22年3月に公表した中長期ロードマップ(小沢大臣試案)の精緻化を図り、平成22年12月には、「中間整理」を取りまとめた上で、地球環境部会に報告した。</p> <p>○低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)は世界全体で、低炭素社会を実現するために、低炭素社会研究の推進、政策への反映を目的に、平成20年のG8環境大臣会合にてその活動が支持され、平成21年に発足した。平成22年度には第2回年次会合をドイツ(ベルリン)にて開催した。現在は、7カ国16研究機関が参加している。アジア地域においてもワークショップを開催し、キャパシティビルディングの推進を行つた。</p> <p>○地球観測連携拠点事務局(温暖化分野)の運営、気候変動影響統計の整備、「気候変動適応の方向性」の公表をとおして、気候変動の影響評価、適応策の推進に努めた。</p> <p>○アジア太平洋地域における、気候変動の影響評価・予測及び適応策の実証を行つた。</p> <p>○アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)の運営を通じ、適応に係る知見の収集・発信を行い、適応策策定の推進を行つた。平成22年度には、アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、同地域における、適応に係る知見の共有等が促進された。</p>
施策に関する評価結果	<p>○我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%、2050年に1990年比で80%削減する中長期目標を掲げている。この削減目標を達成し、低炭素社会を実現するためには、平成24年(2012年)を期限とする現行の京都議定書目標達成計画に代わる計画を策定し、総合的・計画的な地球温暖化を進めていく必要がある。</p> <p>そのため、平成22年度には、中長期目標、基本原則、基本計画、基本的施策など、我が国が地球温暖化対策を進めていくための基本的な要素を定める地球温暖化対策基本法案を国会に提出し、その成立を期すとともに、中環審地球部会において中長期の地球温暖化に関する対策施策の姿(中長期ロードマップ)の精査を進めているところ。</p> <p>今後も、現行計画の最終年である平成24年度が間近に迫る中で、切れ目無く我が国の地球温暖化対策を進めていくため、平成25年度(2013年度)以降の温暖化対策を総合的・計画的に推進する方策について検討を進めていく予定。</p> <p>○世界全体で、低炭素社会を実現するために、各国が参加するネットワーク活動による低炭素社会研究の促進、研究の政策への反映は、重要であり、平成23年度は引き続きネットワーク活動の強化を行うとともに、アジアにおけるキャパシティビルディングの促進を行う。また、活動の成果は、ウェブ等を活用し、広く発信するとともに、IPCCの第5次評価報告書への貢献を目指す。</p> <p>○気候変動の影響評価・適応策は緩和策と両輪で実施していくべきものであり、平成23年度には気候変動影響統計を公表する。また平成24年度には気候変動の観測・予測・影響評価統合レポートをとりまとめ、これらの知見をもとに、行政機関における戦略的な適応策の推進を支援する。</p> <p>○アジア太平洋地域は、気候変動への脆弱性が高い地域であることから、APANの活動を強化し、気候変動影響評価・予測・適応策に関する知見の集約・適切な発信を行う。平成23年10月には、アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有、適応策策定支援を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

担当部局名	低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査室長 松澤 裕	政策評価実施時期	23年 6月
-------	-------------------	--------	---------------------------------------	----------	--------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-2)

施策名	目標1－2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。					
達成すべき目標	2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	18,685	27,218	
	補正予算(b)	—	—	0	0	
	繰り越し等(c)	—	—	2,221	2,755	
	合計(a+b+c)	—	—	20,905	29,973	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	京都議定書目標達成計画	平成20年3月28日				

測定指標	1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		10億 5,900万	11億 8,500万	12億 1,800万	11億 3,800万	10億 7,500万	調査中	(20～24平均) 10億 7,600万 ～10億 8,900万
測定指標	年度ごとの目標値							
	2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		1億5,100 万	1億2,400 万	1億2,200 万	1億1,800 万	1億1,200 万	調査中	(H20～24年度平均)1億 3,200万
測定指標	年度ごとの目標値							
	3 代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		7年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		5,120万	2,400万	2,410万	2,370万	2,180万	調査中	(H20～24年度平均) 3,100万
測定指標	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約3.8%)</li> <li>② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約1.6%)</li> <li>③ 電気事業連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約6,400万トン) (基準年排出量の約5.0%)</li> </ul> <p>を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。温室効果ガスの種類別でみると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れているものの、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○我が国は、「2050年に80%削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020年に1990年比25%削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の6%削減を目指すに当たっては、中長期目標も視野に入れつつ行うことが必要であり、両者を一体的に検討する。</p> <p>○京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、2013年以降の対策・施策を総合的かつ計画的に進めるため、新たな計画の策定に取り組む。</p> <p>○国内排出量取引制度については、政府方針である「地球温暖化対策の主要三施策について」(平成22年12月28日地球温暖化対策に関する閣僚委員会)に基づき、慎重に検討を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 地球温暖化対策課 室石 泰弘 市場メカニズム室長 上田 康治 フロン等対策推進室 長 高澤 哲也	政策評価実施時期	23年 6月
-------	---	--------	---	----------	--------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2 (環境省22-3)
------------------

施策名	目標1－3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。					
達成すべき目標	平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰り越し等(c) 合計(a+b+c)	— — — —	— — — —	46 0 0 46	29 0 0 29
	執行額(百万円)	—	—	44		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	京都議定書目標達成計画	平成20年3月28日				

測定指標	1 温室効果ガスの吸収量(CO <sub>2</sub> 換算トン)	基準値		実績値				目標値	
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度	
		—	—	—	4,400万 ※我が国 の京都議 定書に基 づく吸収 源活動の 排出・吸 収量は、 第一約束 期間終了 時に一括 して計上 すること としてい る点に注 意。	4,700万 ※我が国 の京都議 定書に基 づく吸収 源活動の 排出・吸 収量は、 第一約束 期間終了 時に一括 して計上 すること としてい る点に注 意。	—	—	(20～2 4年平 均)4,767 万
	年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	/

施策に関する評価結果	目標の達成状況	気候変動枠組み条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、2010年4月に条約事務局に我が国における2008年の京都議定書に基づく吸収量を報告した。
	目標期間終了時点の総括	我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量4,767万CO <sub>2</sub> トン(基準年総排出量比の約3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20～24年)に、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の改善に向けた検討を引き続き行う。

学識�験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査室長 松澤 裕	政策評価実施時期	23年 6月
-------	-------------------	--------	---------------------------------------	----------	--------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2 (環境省22-4)
------------------

施策名	目標1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出量削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを獲得する。また、二国間メカニズムの構築に向けた取組を進める。					
達成すべき目標	平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億取得する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) —	—	23,038	12,090	
	補正予算(b) —	—	—	0	0	
	繰り越し等(c) —	—	—	4,056	1,275	
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	合計(a+b+c) —	—	—	27,094	13,365	
	執行額(百万円) —	—	—	26,367		
施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
京都議定書目標達成計画		平成20年3月28日				

測定指標	1 クレジット取得量(CO2換算トン)	基準値 年度	実績値				目標値 25年度 (18年度から25年度までの累積量) 約1億
			18年度	19年度	20年度	21年度	
			—	588.4万 (※契約量)	約1,540.4 万(※契約量)	約3,103.5 万(※契約量)	
	年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成22年度は約400万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。
	目標期間終了時点の総括	2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成23年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	市場メカニズム室	作成責任者名	市場メカニズム室長 上田 康治	政策評価実施時期	23年 6月
-------	----------	--------	--------------------	----------	--------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-8)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)						
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガス並びに越境起源による大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、人の健康の保護と生活環境の保全を図るための基礎資料である大気環境の状況をより的確に把握するため、評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。						
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,871	2,171	2,377	2,285		
	補正予算(b)	113	—	—	—		
	繰り越し等(c)	—	—	—	—		
	合計(a+b+c)	1,984	2,171	2,377	2,285		
執行額(百万円)		1,514	1,654	1,994			
施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)		
①新成長戦略 ②知的財産推進計画2010			①平成22年6月10日 ②平成22年5月21日		①アジア経済戦略(日本の「安心・安全」 ②国際標準化特定戦略分野における国 際標準の獲得を通じた競争力強化		

測定指標	1 全国的一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
	2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
	3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
	4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	93.0	93.4	93.2	96.4	集計中	100
	年度ごとの目標値							

		<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、おおむね改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れているが、二酸化窒素の自動車排出ガス測定局で環境基準が未達成の地点が残されている(平成21年度達成率:95.7%)。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低い。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率が改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○平成23年1月に中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」(中間報告)が取りまとめられ、これを受けて自動車NOx・PM法に基づく基本方針を平成23年3月に変更した。</p> <p>○中央環境審議会において「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」がなされた。本答申にてディーゼル重量車の2016年より適用される許容限度目標値を定めるとともに、排出ガス試験サイクルを世界統一試験サイクルとした。さらに、E10(バイオエタノール+90%ガソリン)の供給を開始する。</p>
--	--	--

目標の達成状況	<p>平成14年度～平成20年ガソリンノルムの実現に向けたガソリン単独の排出ガス低減対策及び平成10年の燃料規格について答申がなされた。</p> <p>○平成22年10月15日に中央環境審議会大気環境部会において「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次報告)」が取りまとめられ、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」等のリストの見直しを行うとともに、ヒ素及びその化合物に係る指針値を設定した。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、学識経験者、地方自治体、環境産業界及び国際協力関係機関等からなる検討会において、中国、ベトナム及びインドネシアでの協力事業の状況も踏まえ、我が国の技術の国際展開に向けた課題とそれらへの具体的の方策を検討し、検討結果を「我が国の環境対策技術等の国際展開に係る戦略」として取りまとめた。また、これまでに収集した各国の環境汚染の状況や法制度、環境対策技術のニーズ等に関する情報を整理し、環境省ウェブサイトに掲載した。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、水質については、本土及び沖縄県内の計13施設・区域で排水処理施設及び公共用水域のモニタリングを実施し、大気については、本土及び沖縄県内の計2施設でボイラー施設及び廃棄物焼却炉のモニタリングを実施した。</p> <p>○新たな公害防止管理方策の調査検討と公害防止取組促進のための仕組み作りについて検討を行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチの普及のため、中国及びイン</p>
施策に関する評価結果	
目標期間終了時点の総括	<p>○新たにPM2.5に係る環境基準が設定されたこと、光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低いこと及び海外から我が国への越境移流が指摘されていることなどから、今後取組を強化していく。</p> <p>○光化学オキシダントや微小粒子状物質に係る取組として、国内における常時監視網の整備等を通じた知見の集積とともに、国際的取組を通じた対策も必要であり、今後とも対策の検討を進める。</p> <p>○この他、酸性雨等の越境大気汚染や黄砂についても、「EANETの強化のための文書」や「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」等に基づいて国内外の取組を進めていく。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成状況は改善傾向にあり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について大気環境基準はおおむね達成されているものの、大都市部を中心に未達成局が存在していることから、引き続き自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○エタノール10体積%混合ガソリンの規格を定める。自動車の排出ガス規制においては、ディーゼル特殊自動車について、平成26年から、ディーゼル重量車について平成28年から次期排出ガス規制を導入する。また、二輪自動車の次期排出ガス規制、乗用車の排出ガス試験法の国際調和について、欧州の動向を踏まえながら検討を進める。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業について、今後は、二国間協力事業を引き続き推進するとともに、多国間の場を活用したパッケージアプローチの知見・経験の共有、アジア共通の技術実証・認証制度の構築に向けた検討を進める。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策について、今後は、施設ごとの調査回数を見直すことにより、調査する施設・区域の数を増やすなど、より網羅的な調査を実施できるよう調査計画を策定することが必要。</p> <p>○実効ある公害防止管理体制及び統合的な公害防止の在り方に関する海外での先進事例についての整理と地域ぐるみの公害防止取組促進のための検討を踏まえて、新たな公害防止管理方策について検討していく。</p> <p>○コベネフィット・アプローチの推進については、今後、二国間協力等によるモデル事業の実施及び各国の状況やニーズに合った分野等での調査検討を行っていく必要がある。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、アスベスト等のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安を解消に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次報告)」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする健康リスク中央環境審議会大気環境部会総合専門委員会を平成22年5月より3回開催し、また、大気環境部会を平成22年8月より2回開催し、審議を行った。</li> <li>・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」(中間報告)の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会を平成2年9月より3回開催し、審議を行った。</li> <li>・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会を平成20年5月より8回開催し、また、専門委員会の下で起草等を行う作業委員会を平成20年3月より16回開催し、審議を行った。</li> <li>・学識経験者、地方自治体、環境産業界及び国際協力関係機関等の専門家等による「日本モデル環境対策技術等国際展開検討会」を平成21年度に設置し、中国・ベトナム・インドネシアを対象国として各国の環境の現状や技術ニーズを調査し、制度や人材とパッケージで我が国の環境汚染対策や環境測定の技術をアジア諸国に戦略的・体系的に展開させていくための方策について検討を行った。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 大気汚染状況報告書(環境省)</li> <li>・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	柏谷 明博 山本 光昭 岩田 剛和 山本 昌宏	政策評価実施時期	23年6月
-------	-------------------------------------	--------	----------------------------------	----------	-------

## ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

- |            |              |               |
|------------|--------------|---------------|
| ア. 二酸化いおう  | エ. 二酸化窒素     | キ. トリクロロエチレン  |
| イ. 一酸化炭素   | オ. 光化学オキシダント | ク. テトラクロロエチレン |
| ウ. 浮遊粒子状物質 | カ. ベンゼン      | ケ. ジクロロメタン    |

## ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

- |                            |                             |              |
|----------------------------|-----------------------------|--------------|
| ア. 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) | ウ. 光化学オキシダント                | オ. 一酸化炭素(CO) |
| イ. 浮遊粒子状物質(SPM)            | エ. 二酸化いおう(SO <sub>2</sub> ) |              |

## ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ア. 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) | イ. 浮遊粒子状物質(SPM) |
|----------------------------|-----------------|

年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	目標年	目標値
①ア	99.8	99.8	99.8	99.6	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	93.0	89.5	99.6	98.8	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0.1	0.1	0.1	調査中	-	100
カ	97.1	99.3	99.8	99.8	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	99.7	100	100	100	調査中	-	100
②ア	90.7	94.4	95.5	95.7	調査中	-	100
イ	92.8	88.6	99.3	99.5	調査中	-	100
ウ	3.7	3.3	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
③ア	83.7	90.6	92	92.9	調査中	-	100
イ	92.1	92.5	99.5	100	調査中	-	100

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-9)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全						
施策の概要	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。						
達成すべき目標	自動車・航空機・新幹線騒音等に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善、ヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	当初予算(a)	408	366	388	337		
	補正予算(b)	-	-	-	-		
	繰り越し等(c)	-	-	-	-		
	合計(a+b+c)	408	366	388	337		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)				

測定指標	1 騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	79.3	80.9	80.5	81.4	調査中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	85.4	88.0	89.8	90.6	調査中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	71.6	73.8	76.0	74.4	調査中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	41.4	42.2	43.1	47.3	調査中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要はあるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。</p> <p>○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況はそれぞれ74.4%、47.3%と長期的には改善傾向にある。</p> <p>○騒音・振動に係る苦情件数は近年減少傾向にあるが、工場・事業場や建設作業騒音以外に係る苦情が増加していること、建設作業振動に係る苦情が全体の6割程度と依然高い水準で推移していること、自動車騒音に係る苦情は、おむね横ばいであることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。</p> <p>○悪臭に係る苦情件数は近年減少傾向にあるが、サービス業に係る苦情件数は前年度より増加しており、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。</p> <p>○自動車単体対策について、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行った。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、注目度の高い街区での集中的かつ一体的な対策等の実施を推進した。</p> <p>○光害対策の一環であるスターウォッチング参加者数は、21年度は9,889人、22年度は8,556人と減少傾向にある。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○騒音については、従来の規制的手法と合わせて、騒音ラベリング等の情報的手法のような規制以外の手法による騒音対策の推進を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音については測定・評価・予測方法の確立を目指すとともに、一般的の低周波音の苦情に適切に対応するため、地方公共団体職員を対象とした講習会を開催する。</p> <p>○交換用マフラーについて、平成21年4月に開始された認証制度の強化の検討を行う。また、タイヤ単体騒音規制を導入するとともに、加速走行騒音規制の抜本的な見直しについて、欧州の動向を踏まえながら検討を行う。</p> <p>○発生源が住民の生活と密着している近年の悪臭問題について、臭気対策マニュアルの充実、講習会の開催等を通じ、従来の「規制」に加え、「協力(非規制的手法)」を強化する。また、簡易な嗅覚測定法を普及促進することで、苦情受付時の機動性向上を図る。</p> <p>○地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。</p> <p>○スターウォッチングの参加者が減少傾向にあるので、啓発方法を変更・強化することにより、増加に転じさせる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会を開催し、審議を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省) 各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大気環境課大気生活環境室 総務課環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	大村 卓 岩田 剛和 山本 昌宏	政策評価実施時期	23年6月
-------	--	--------	------------------------	----------	-------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省22-10)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等 施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,838	1,728	2,076	2,382
	補正予算(b)	299	156	124	0	
	繰り越し等(c)	-299	129	170	0	
	合計(a+b+c)	2,106	2,013	2,370	2,382	
	執行額(百万円)	1,932	1,793	1,975		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	実績値	目標値			
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		-	99.3	99.1	99	99.1	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	
	2 生活環境項目(BOD/CO D)基準達成率	基準値	実績値	目標値			
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		-	86.3	85.8	87.4	87.6	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	
	3 各湖沼水質保全計画に定める目標値	基準値	実績値	目標値			
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		-				22年度	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐)等	基準値	実績値	目標値			
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		-				23年度	
		年度ごとの目標値	-	-	-	100%	
	5 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値	目標値			
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		384	320	259	278	208	集計中
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	

	<p>○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.6%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかったことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。</p> <p>○環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための調査を実施した。</p> <p>○アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を図る「日中水環境パートナーシップ事業」において、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。</p>
--	---

## 目標の達成状況

特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで6地区10箇所で実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。○水環境の保全を図るため、水問題の現状や課題を把握し、環境省として取り組むべきことを平成22年7月に水環境タスクフォース報告書として取りまとめるとともに、今後の水環境保全の在り方について検討を行い、平成23年3月に最終報告書を取りまとめた。

○6次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減。東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善に向けた一層の取組が必要である一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直された。第7次水質総量削減については、平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の設定方法の検討及び告示を行った。

○海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施し、活動支援を通して里海づくりの手引書を作成した。(H20:4海域、H21:6海域、H22:3海域)

○瀬戸内海の環境保全に係る人材育成のための取組を行うとともに、今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会を開催し、懇談会で出された意見等を論点整理として取りまとめた。

○中国との水質総量削減制度導入に向けた共同研究の結果、中国の第12次五カ年計画において、アンモニア性窒素が削減項目として追加された。

○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴って平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施、日本周辺の海域における水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋モニタリング調査による陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の把握等を行うとともに、平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSIに係る許可制度を適切に実施するため、環境影響評価やモニタリング等に関する手法の高度化の検討を進めた。

○漂流・漂着ごみ対策については、平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、各地域において地域計画の策定が進められており、地域グリーンニューディール基金の活用等によって、各地域における回収・処理も行われているところ。国においても、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査等の調査結果等を踏まえ、海岸清掃事業マニュアルを作成するなど、適切かつ効率的な海岸漂着物の回収・処理手法の検討をすすめ、各自治体に情報提供を行っている。

○工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されていることから、地下水汚染の未然防止の在り方について検討を行い、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

○平成17年3月に経済産業省と合同で策定した「微生物によるバイオリメディエーション利用指針」に基づき、事業者から申請があった合計7件の技術について大臣確認を行った。また、これらの確認実績や最新の知見に基づき、利用指針や確認手続きの課題について整理を行った。

## 施策に関する評価結果

	<p>○暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進めるほか、排水規制対象の考え方を整理する必要がある。</p> <p>○環境保全上健全な水循環の確保に向け、昨年度作成した事例集を普及し、流域全体を視野において水循環計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>○水環境保全活動の促進のために、引き続き普及啓発事業を展開するとともに、活動指導者の育成を図る必要がある。</p> <p>○多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。</p> <p>○アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理施術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。</p> <p>○総量削減基本方針の策定及びこれに基づく関係都府県の総量削減計画の策定等が速やかに行われ、第7次水質総量削減が早期に開始されるよう調整を進める。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果を的確に把握し、富栄養化が解消されつつある海域について、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。</p> <p>○地域の里海づくりをさらに推進するために、里海の優良事例の情報を集約して情報提供していくとともに、里海創生の人材育成とネットワーク作りを行っていく必要がある。</p> <p>○今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理を受け、瀬戸内海環境保全基本計画の改定等といった具体的な取組が必要である。</p> <p>○中国との共同研究の成果を活用し、更なる東アジア諸国における海域の環境改善を進める必要がある。</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染、海底下CCSによる海洋環境への悪影響等が今後も懸念されることから、引き続き海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分許可制度を適切に運用するとともに、海洋環境モニタリングの実施により陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響を把握し、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める必要がある。</p> <p>○各地域において引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施していくとともに、海岸漂着物等の発生源対策をすすめ、各地域の漂流・漂着・海底ごみ問題の解決を図ることが必要となる。また、外国由来の漂着ごみについて、NOWPAP等の枠組も活用し、国際的連携のもとで、引き続きその削減に努めていく必要がある。</p> <p>○改正水質汚濁防止法の施行に向け、地下水汚染未然防止のための施設の構造と点検・管理について検討を行う。</p> <p>○最新のバイオレメディエーションの現状、欧米諸国における類似制度、過去の適合確認の事例を踏まえ、現行の利用指針における確認手続きの指標の明確化や基準の具体化を進め、大臣確認を取得した安全なバイオレメディエーション技術の普及を進める必要がある。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、水質等のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安を解消に努める必要がある。大量に生じた漂流物等についても、解決に向けて関係省庁連携のもとで取組を推進することが求められる。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の水環境保全の在り方について、平成21年9月に「今後の水環境保全に関する検討会」を設置し、平成23年3月に最終報告書を取りまとめた。</li> <li>・中央環境審議会「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会を平成22年6月より6回開催し、審議を行った。</li> <li>・平成23年3月に海岸漂着物対策について専門的な知見からの助言を得るために、海岸漂着物対策専門家会議を開催した。</li> <li>・中央環境審議会「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会を平成22年9月より5回開催し、審議を行った。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

・各年度 公共用水域水質測定結果(環境省)

担当部局名	総務課環境管理技術室 水環境課 水環境課閉鎖性海域対策室 水環境課海洋環境室 土壤環境課地下水・地盤環境室	作成責任者名	岩田 剛和 吉田 延雄 富坂 隆史 森 高志 宇仁菅 伸介	政策評価実施時期	23年6月
-------	---	--------	---	----------	-------

各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/㎗]※CODは、75%値

			指標年度					目標値 (現行計画) H22年度	
			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度		
霞ヶ浦	西浦	COD	9.3	9.7	9.8	10	調査中	8.2	
		T-N	1.3	1.3	1.6	1.3		0.92	
		T-P	0.11	0.12	0.12	0.11		0.10	
	北浦	COD	9.4	9.8	10	11		7.6	
		T-N	1.0	1.2	1.4	1.2		0.86	
		T-P	0.11	0.14	0.17	0.13		0.090	
	常陸利根川	COD	8.9	9.6	9.7	9.7		7.4	
		T-N	0.84	1.1	1.2	0.97		0.84	
		T-P	0.097	0.11	0.12	0.10		0.074	
印旛沼		COD	10	12	9.6	9.8	調査中	8.9	
		T-N	3.0	2.4	2.6	2.7		2.7	
		T-P	0.12	0.14	0.11	0.11		0.10	
手賀沼		COD	9.6	9.7	9.1	10	調査中	8.5	
		T-N	2.9	2.5	2.6	2.4		2.6	
		T-P	0.15	0.16	0.15	0.14		0.15	
琵琶湖	北湖	COD	2.5	2.9	3.0	3.0	調査中	2.9	
		T-N	0.30	0.27	0.26	0.27		0.30	
		T-P	0.007	0.007	0.008	0.008		現状維持	
	南湖	COD	3.7	4.3	4.3	4.7		4.2	
		T-N	0.31	0.31	0.26	0.26		0.33	
		T-P	0.015	0.015	0.013	0.011		0.018	
児島湖		COD	8.0	7.9	8.1	7.5	調査中	7.5	
		T-N	1.3	1.3	1.3	1.0		1.2	
		T-P	0.21	0.21	0.21	0.18		0.17	
諏訪湖		COD	7.4	6.2	6.8	6.0	調査中	4.8	
		T-N	0.74	0.78	0.81	0.81		0.65	
		T-P	0.050	0.048	0.045	0.050		現状維持向上	
釜房ダム貯水池		COD	2.6	2.2	2.3	2.5	調査中	2.5	
		T-N	0.66	0.51	0.53	0.53		0.60	
		T-P	0.018	0.014	0.017	0.018		0.016	
中海		COD	5.9	5.6	6.0	5.9	調査中	5.1	
		T-N	0.54	0.60	0.47	0.51		0.46	
		T-P	0.054	0.072	0.060	0.059		0.046	
宍道湖		COD	4.8	6.2	6.1	5.5	調査中	4.6	
		T-N	0.52	0.52	0.49	0.48		0.49	
		T-P	0.045	0.056	0.056	0.040		0.039	
野尻湖		COD	1.8	2.0	2.3	2.4	調査中	1.5	
		T-P	0.005	0.007	0.005	0.005		現状維持向上	
		T-P	0.064	0.064	0.061	0.056			
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	10	8.1	6.9	7.0	調査中	9.4	
		T-N	0.71	1.2	0.74	0.71		0.93	
		T-P	0.090	0.097	0.090	0.070		0.067	
	西部承水路	COD	12	9.5	10	8.8		9.5	
		T-N	0.81	1.1	0.92	0.87		1.4	
		T-P	0.064	0.064	0.061	0.056		0.077	

#### 4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐)等

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (COD、全窒素・全りんの順)	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	71/95	78/97	72/97	77/98		100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (COD、全窒素・全りんの順)	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	67/100	67/67	67/67	67/67		100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (COD、全窒素・全りんの順)	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	68/67	63/67	74/50	68/83		100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (COD、全窒素・全りんの順)	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	44/43	56/57	56/86	56/43		100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件]	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	20	94/29/15	99/41/24	116/29/14	104/34/16	○/35/14	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省22-11)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。また、農用地、ダイオキシン類土壤汚染対策地域について、対策事業を実施し、地域指定の解除を進める。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	634	533	531	415	
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰り越し等(c)	-	-	-	-	
	合計(a+b+c)	634	533	531	415	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			

測定指標	1 土壤汚染対策法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	-	-	-	-	-	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	85	85	85	87		100
		年度ごとの目標値						
	3 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	60	80	100	100	100	100
		年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○平成22年4月1日から施行されている改正土壤汚染対策法の運用状況を踏まえ、同法の着実かつ円滑な施行を図るために検討を行った。これに基づき必要な省令改正作業を実施中。 ○農用地土壤汚染対策地域については、平成21年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、87%に当たる5,702haが地域指定を解除されている。(平成22年度の数値については、12月頃取りまとめ予定) ○平成22年5月中央環境審議会土壤環境審議会において、カドミウムに係る土壤環境基準(農用地)及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて答申を得た。 ○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。
	目標期間終了時点の総括	○平成22年4月より全面施行された改正土壤汚染対策法及び平成23年夏に改正予定である同法施行規則を円滑に施行するため、十分なフォローアップが必要。また、水に関する環境基準等の改正を踏まえ、土壤環境基準等の検討が必要。 ○平成22年5月の中央環境審議会の答申を受け、農用地土壤污染防治法に基づく農用地の土壤及び米に係るカドミウムの測定方法の見直し及び精度管理の指針の検討を行う。 ○土壤のダイオキシン類に係る環境基準は、諸外国で得られたデータをもとに直接採取による暴露リスクの観点だけで設定されていることから、水域経由でのダイオキシン類の暴露リスクについて評価を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会「カドミウムに係る土壤環境基準(農用地)及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする土壤農薬部会農用地土壤環境基準等専門委員会を平成22年12月に1回開催し、また、土壤農薬部会農用地土壤小委員会を平成22年2月より3回開催し、審議を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 農用地土壤汚染防止法の施行状況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名	柴垣 泰介	政策評価実施時期	23年6月
-------	-------	--------	-------	----------	-------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-12)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画(改訂作業中)を策定する。全ての地点で環境基準を達成する。 農薬について、市場に出回る前の安全性審査を行うとともに、農薬の安全かつ環境に配慮した使用を確保するための指導や調査を実施する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画(改訂作業中)を策定する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、農薬登録保留基準を速やかに設定するとともに、農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	314	283	254	199	
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰り越し等(c)	-	-	-	-	
	合計(a+b+c)	314	283	254	199	
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量 削減率(g-TEQ)	基準値	実績値					目標値
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度
		372~400	289~317	286~307	215~223	158~161	集計中	H15年比 約15% 削減
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	2 ダイオキシン類に係る環境 基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	大気100 公共用水域 水質97.9 公共用水域 底質99.7 地下水質 99.9 土壌100	大気100 公共用水域 水質97.5 公共用水域 底質99.5 地下水質 99.7 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.6 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.8 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	集計中	100
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	3 新たな水産動植物の被害 防止に係る登録保留基準 の設定農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度
		0	1	17	56	101	132	300
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	

	目標の達成状況	○平成21年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約59%減少しており、順調に削減が進んでいる。平成22年も平成15年比で15%以上削減を達成する見込み。また、平成21年の全国の環境調査結果では、大気・地下水は100%、その他もおおむね環境基準を達成している。 ○農薬については、平成22年度、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を新たに31農薬について設定したが、累計では132農薬となっており、目標は達成できなかった。
--	---------	---

施策に関する評価結果	<p>目標期間終了時点の総括</p> <p>○ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策はきわめて有効であったと考えられるが、今後は、水質、底質等の環境基準100%達成に向けた取組が課題である。</p> <p>○平成19年5月にストックホルム条約(POPs条約)の第3回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会等に対し発生源情報や対策手法に関する情報提供等を行い、今後の各国の施策検討に資する。</p> <p>○臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、国際動向に係る情報収集などを進め、POPs条約COP5で決議された作業プログラムに応じて、条約事務局に情報提供等を行い、臭素系難燃剤等の廃絶プログラムへの協力を進める。</p> <p>○農薬登録保留基準は、農薬製造者等からの申請を受けて、設定するものであり、申請受付後速やかに処理してきたものの、当初の想定を大きく下回る申請数だったため、目標数と実績値のかい離が生じた。今後は適切に目標を設定することとしたい。</p>
------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者を委員とする中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	---

担当部局名	作成責任者名	政策評価実施時期
水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	瀧口博明 西嶋英樹	平成23年 6月

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省22-19)

施策名	目標5－1 基盤的施策の実施及び国際的取組						
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	当初予算(a)	737	1,412	2,728	2,824		
	補正予算(b)	0	0	1,000	0		
	繰り越し等(c)	0	0	0	0		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	合計(a+b+c)	737	1,412	3,728	2,824		
	執行額(百万円)	731	1,317	3,603			
施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)				
生物多様性国家戦略2010		平成23年3月16日 (閣議決定)	第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画				

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		30%	—	—	—	36%	—	50%
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		6県	—	—	—	—	20都道府県	47都道府県
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		国土の35%	国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

目標の達成状況	・平成22年度末時点で、生物多様性地域戦略については、20道府県がを策定又は策定に着手している。また、「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。 ・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。 ・平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、我が国は、議長国として議論をリードし、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」等合計47の決定を採択するなどの大きな成果を挙げた。

＜自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集＞

【これまでの成果】

- ・自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、また、モニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
- ・環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」により、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにした「生物多様性総合評価」が取りまとめられ、平成22年5月に公表された。これにより、我が国における生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。
- ・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】

- ・生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する一方、生物多様性国家戦略2010の実施状況に関する点検を行い、平成22年10月に開催されたCOP10の成果を踏まえた生物多様性国家戦略の見直しに着手する。

＜国民への生物多様性に関する普及啓発＞

【これまでの成果】

- ・生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」をさまざまな機会で普及広報するとともに、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」の活用、国連が任命したCOP10名誉大使の活動支援、エコプロダクツ2010(東京)やメッセナゴヤ2010(名古屋市)などの環境総合展示会への出展を通じ、COP10と生物多様性に関する国民的理解の増進に貢献した。
- ・都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」の策定を促進するため、平成22年6月から7月にかけて全国7箇所で説明会を実施するとともに、関連情報の提供、地域生物多様性保全活動支援事業を通じて、各自治体の取組を支援した。
- ・生物多様性条約事務局が推奨する植樹活動である「グリーンウェイブ」の活動への参加を広く呼びかけ、全国で約1,600団体、約111,000人の参加を得た。
- ・2010年は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たるため、国内の多様な主体の参画を得た「国際生物多様性年国内委員会(地球生きもの委員会)」を設立・運営し、キックオフイベント、映像作成等をはじめとした記念事業31件を実施した。

【今後の方向性】

- ・生物多様性国家戦略2010に基づき、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。

＜国際的枠組への参加＞

【これまでの成果】

- ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。
- ・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
- ・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議への参加などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取り組みの進展に寄与した。
- ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10 の場において発表した。

・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」が発足した(事務局:国連大学高等研究所)。平成22年3月には愛知県名古屋市においてパートナーシップ第1回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体で構成される合計74団体が加入している。

・COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議の議論に係る情報収集を行い、同会議における名古屋・クラランプール補足議定書の採択に貢献した。またサイドイベントを実施し、我が国の取組を締約国に紹介した。

#### 【今後の方向性】

・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。

・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要なサンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。

・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。

・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。

#### 学識経験を有する者の知見の活用

・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。

#### 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

・「生物多様性」の認識状況:環境問題に関する世論調査(平成21年6月調査／内閣府大臣官房政府広報室)

担当部局名	自然環境計画課 野生生物課	作成責任者名	塚本 瑞天 亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-20)

施策名	目標5－2 自然環境の保全・再生																								
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。																								
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>																								
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算の状況 (百万円)</td> <td>当初予算(a) 補正予算(b) 繰り越し等(c)</td> <td>232 0 0</td> <td>227 157 35</td> <td>286 0 102</td> <td>356 0 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計(a+b+c)</td> <td>232</td> <td>419</td> <td>388</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行額(百万円)</td> <td>227</td> <td>328</td> <td>363</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰り越し等(c)	232 0 0	227 157 35	286 0 102	356 0 0		合計(a+b+c)	232	419	388	356		執行額(百万円)	227	328	363	
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																				
予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰り越し等(c)	232 0 0	227 157 35	286 0 102	356 0 0																				
	合計(a+b+c)	232	419	388	356																				
	執行額(百万円)	227	328	363																					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物多様性国家戦略2010</td> <td>平成22年3月16日 (閣議決定)</td> <td>第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	生物多様性国家戦略2010	平成22年3月16日 (閣議決定)	第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画																		
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																							
生物多様性国家戦略2010	平成22年3月16日 (閣議決定)	第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画																							

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		21	18	19	20	22	22	29
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	2 環境省の自然再生事業実施地区数	基準値	実績値					目標
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		21地区	19地区	18地区	18地区	17地区	16地区	29地区
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	3 年度当初までに作成した、当該年度における国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	—	—	7地区 100%	100%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

目標の達成状況		
		<ul style="list-style-type: none"><li>・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。</li><li>・平成22年度の自然再生協議会設立はなかったが、設立に向けた具体的な動きが展開された(1地区がH23年5月に設立)。また、環境省の自然再生事業実施地区数は平成22年度に1地区減少したが、これは交付金による事業の計画年度を終えた地区が、環境省の交付金に依らない取組へと展開したためである。</li><li>・環境省の支援等により自然再生事業実施計画が新たに3件策定されるなど、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。</li><li>・国立・国定公園の点検については、平成22年度は10件の見直し計画を立てて、すべて見直しを行った。</li></ul>

## 施策に関する評価結果

### 目標期間終了時点の総括

#### <世界自然遺産>

##### 【これまでの成果】

・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全・管理を実施した。また、平成22年6月に、知床及び屋久島に続いて、白神山地について専門家で構成される科学委員会を立ち上げ、我が国の全ての世界自然遺産地域について科学的な保全・管理を進めるための体制を整えた。

・平成22年1月に世界遺産センターに推薦書を提出した小笠原諸島については、関係機関等と連携し、世界遺産の評価機関である国際自然保護連合の専門家による現地調査を、平成22年7月に受け入れ、その後の追加情報の要請等に適切に対応した。また、国内候補地である琉球諸島については、地域の協力を得ながら世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するための方策を検討した。

##### 【今後の方向性】

・世界自然遺産について、地元の意見と科学的な知見を管理に反映させるための管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保全・管理を推進する。

・国内の世界自然遺産候補地である小笠原諸島と琉球諸島については、推薦及び一覧表記載に向けた取組を進める。特に、平成23年の世界遺産委員会において記載の可否が審議される予定の小笠原諸島については、記載に向けて必要な情報収集を進めるとともに、関係省庁・地方公共団体等と連携し、外来種対策や希少種の保全を一層推進する。また、琉球諸島については、世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するため必要な方策を検討する。

・世界自然遺産地域(知床、白神山地、屋久島)に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、平成22年1月に推薦書を提出した小笠原諸島の登録を目指して外来種対策や登録の可否を評価するための調査団の受け入れを行う。また、推薦候補地として選定されている琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など推薦に向けた条件の整備を進める。

#### <自然再生>

##### 【これまでの成果】

・自然再生事業の実施にあたり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。

・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成22年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計22箇所(22年度単年度では0箇所)設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が22箇所で策定され、自然再生事業実施計画が24件(22年度単年度では3件)主務大臣に送付された。

##### 【今後の方向性】

・多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

#### <里地里山>

##### 【これまでの成果】

・これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業や全国の里地里山の調査・分析結果等を基に、専門家の意見を聞くとともに地方公共団体等へのヒアリングやパブリックコメント等を踏まえ、全国における里地里山の保全活用の展開を図るための「里地里山保全活用行動計画」を策定した。

##### 【今後の方向性】

・里地里山における特徴的な取組を調査・分析し、その成果の分かりやすい発信を通じて、保全再生の取組を全国的に推進する。また、このような取組への支援により、地域における活動を継続させるとともに促進を図る。里地里山の自然資源の管理・利活用方策や保全再生活動への多様な主体の参加をえるための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。

**<国立公園>  
【これまでの成果】**

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。特に国立公園については、平成22年度以前の過去5年間に、41公園について見直しを行った。

**【今後の方向性】**

・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保全管理強化事業の成果をふまえ、国立・国定公園の見直しの計画を順次立てていき、それを着実に実施することとする。

**学識経験を有する者の知見の活用**

- ・世界遺産地域(/候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。
- ・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。
- ・里地里山保全活用行動計画の策定にあたり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。

**政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

—

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	塚本 瑞天 上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-21)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理						
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	1,184	1,437	1,497	1,512		
	補正予算(b)	178	88	0	0		
	繰り越し等(c)	0	0	0	0		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	合計(a+b+c)		1,362	1,525	1,497	1,512	
	執行額(百万円)		1,347	1,503	1,479		
施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)			

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	第3次レッドリストの公表	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表
測定指標	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
		基準値	実績値					目標
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
測定指標	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(国指定鳥獣保護区指定箇所数)	9箇所	9箇所	20箇所	17箇所	19箇所	17箇所	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
		基準値	実績値					目標
測定指標	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(国指定鳥獣保護区指定箇所数)	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		60箇所	66箇所	66箇所	69箇所	73箇所	77箇所	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行っており、平成24年度に公表することとしている。</li> <li>從来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。また、同法施行から5年が経過したことから、施行状況の検討作業に着手した。</li> <li>鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、平成18年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更に向けた検討を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</li> </ul>
---------	--

施策に関する評価結果	<p>目標期間終了時点の総括</p> <p>＜希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存＞</p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討・評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行った。レッドリストの見直しや、継続的な保護増殖事業の実施等により、希少野生動植物種に関する知見の集積や種の保存法指定種の生息数の維持・回復が見られた。</li> <li>ワシントン条約第15回締約国会議における附属書改訂提案に対し、科学当局として情報を基に適切な対応を検討するとともに、条約対象種の審査マニュアルを作成し、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引の適正化に寄与した。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリストを平成24年度までに公表するために、引き続き判定作業等を行う。レッドリスト掲載種(現在3,155種)をより効果的に保全していくため、平成23年度は、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を実施する。</li> <li>ワシントン条約に関しては、今後も締約国会議における議論や個別の国際取引の課題に対応するために必要な調査等を計画的かつ効果的に執行する。</li> </ul> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除事業を実施することにより、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。</li> <li>外来生物法に基づき、平成22年度までに特定外来生物を102種指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。</li> <li>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認にあたって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(H22は52件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っている。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外来生物法に基づく規制や防除事業を引き続き実施する。また、外来生物法施行後5年を経過したことから、施行状況の検討を行いつつ、更に効果的な法律の運用、防除事業の実施を図る。</li> <li>遺伝子組換え生物については、引き続き最新の知見を情報収集しつつ法に基づき生物多様性影響を防止するため、適切に審査を実施するとともに、国民への情報提供、意見聴取を実施していく。</li> </ul> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、生物多様性の保全や特定鳥獣の保護管理の推進を図るとともに、感染症への適切な対応を行う他、時代に即した鳥獣保護管理を実施するため、当該指針の見直しを進めた。</li> <li>平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化して対応を図った。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を作成し、新指針に基づき、適正な野生鳥獣の保護管理のより一層の推進を図っていく。</li> <li>鳥インフルエンザの今シーズンの全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスの適時適切な実施や渡り鳥の飛来状況調査など、着実に危機管理対応を実施していく。</li> </ul>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>・保護増殖事業や、レッドリストの見直し等において、検討会での専門家による指摘や知見を活用し、効果的・効率的に保全施策を実施している。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	野生生物課	作成責任者名	亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-22)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	100	269	163	138	
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰り越し等(c)	0	-57	48	9	
	合計(a+b+c)	100	212	211	199	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(百万円)	92	155	266		
	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)	平成18年10月31日		・都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減とともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。 ・犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。		

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		418千頭	374千頭	336千頭	315千頭	272千頭	-	209千頭
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	2 犬及び猫の殺処分率	基準値	実績値					目標
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		94%	91%	89%	88%	85%	-	減少傾向維持
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準値	実績値					目標
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		犬33% 猫18%	-	犬44% 猫26%	犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬66% 猫36%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護週間行事を中心とした各種普及啓発事業の推進や都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取り組みを着実に実施することで、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</li> <li>平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的とした普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</li> </ul>					
---------	--	--	--	--	--	--

施策に関する評価結果	<p><b>&lt;動物愛護管理の推進&gt;</b></p> <p><b>【これまでの成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催、ホームページや各種パンフレット等の活用といった各種普及啓発事業を実施した。</li> <li>・都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主へ適正譲渡するため、施設の新改築に対する整備費補助、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの運営管理及び関係自治体の職員等を対象とした講習会の開催等を実施した。</li> <li>・動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置を普及・推進した。</li> <li>・複数頭飼育の適正飼養を推進するためのパンフレットを作成した。</li> <li>・動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、毎年動物愛護管理基本指針の点検を図るとともに、平成22、23年度で実施している動物愛護管理法の見直しにかかる課題の解決に向けた検討を実施した。</li> <li>・東日本大震災に発生に伴い、被災地でのペットの適正飼養に必要なケージ及びテントを購入した。</li> </ul> <p><b>【今後の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策を行う。</li> <li>・都道府県等における動物の収容・譲渡活動を支援するため、施設整備補助、普及啓発、技術的助言、施設整備補助及び再飼養支援データベース・ネットワークシステムの充実等を継続する。</li> <li>・動物愛護管理基本指針について、策定から5年を目途とした見直しにかかる施策の進捗状況の実態を把握し、新たな目標等を検討する。</li> <li>・東日本大震災の発生を受けて、次の取り組みを実施する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係自治体及び団体等の取り組んだ被災ペットの救護活動の記録と、同様の大規模災害発生に対応した広域連携対応マニュアルの整備</li> <li>②マイクロチップによる個体識別措置の更なる普及・推進</li> <li>③被災ペットの有効な譲渡手法の開発</li> </ul> </li> <li>・平成24年に予定される改正動物愛護管理法について、次の取り組みを実施       <ul style="list-style-type: none"> <li>①パンフレットや説明会等による改正法の普及啓発</li> <li>②改正法に基づき、必要な政省令の改正及び基準・ガイドラインの策定</li> </ul> </li> </ul> <p><b>&lt;ペットフードの安全性の確保&gt;</b></p> <p><b>【これまでの成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会やシンポジウムの開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。また、犬猫以外のペットフードも法の対象とするか検討するため必要な調査を実施した。更にペットフードの安全性の確保のために必要な基準・規格の検討を実施した。</li> </ul> <p><b>【今後の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ペットフードの安全性に関する知見の収集に務め、ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備を図る。また、犬猫以外の動物のペットフードについても適切な給餌の推進を図る。</li> </ul>
------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	・毎年6～7月に中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告し、意見内容は当該年度の動物愛護管理基本指針フォローアップ調査に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度動物愛護管理行政事務提要(平成21年度末時点)</li> <li>・動物愛護に関する世論調査(平成15年7月調査)(平成15年7月時点)</li> <li>・平成22年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書(平成23年3月23日～28日調査実施)</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	自然環境局	作成責任者名	西山 理行	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-23)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進						
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然资源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。						
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然资源である温泉の保護と適正な利用を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	11,580	11,214	10,934	10,243	
		補正予算(b)	1,498	4,095	0	0	
		繰り越し等(c)	-1,952	-2,243	2,427	3,799	
	合計(a+b+c)		11,126	13,066	13,361	14,042	
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	1 自然とのふれあい場であ る自然公園等の利用者の 推移(千人)	基準値	実績値					目標
		年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		—	905,668	916,845	894,798	897,846	集計中	—
	年ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	2 エコツーリズム推進法の規 定に基づく全体構想認定 数	基準値	実績値					目標
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		0	—	—	—	1	1	3
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	3 温泉利用の宿泊施設利 用人数の推移(千人)	基準値	実績値					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	137,089	135,873	132,677	127,930	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (毎年)	・自然とのふれあいを推進する人材の育成等によるエコツーリズムの推進や全国29の国立公園等において、安全で快適な公園利用等を促すために公園利用施設の新設や老朽化施設等の更新、自然生態系等の回復など自然とふれあう場の提供を実施。また、自然资源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【これまでの成果】</p> <p>・自然とのふれあいに関する情報の提供や人材の育成、エコツーリズムの総合的な推進(地域への技術的助言・情報収集・広報活動等)により、自然の保全と適正利用の推進を図った。また、全国29の国立公園等において、安全で快適な公園利用施設の新設・更新、自然生態系等の回復などの事業を実施するとともに、都道府県等が行う国定公園等の公園利用施設の整備に対して支援を行い、自然とのふれあいの場の提供を推進した。このほか、自然资源である温泉の保護と適正な利用を図った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>・持続可能な利用が図れる「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成することを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立・国定公園等における公園施設の整備や温泉の適正利用を図っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 大庭 一夫	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省22-33)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	241	496	404	304	
	補正予算(b)	0	228,534	102,502		
	繰り越し等(c)	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	241	229,030	102,906	304	
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	1 環境ビジネスの市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値
		H18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H32年度
		70						約50増
	2 環境ビジネスの雇用規模 (万人)	基準値	実績値					目標値
		H18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H32年度
		約140						約140増
	3 地方公共団体及び民間団 体におけるグリーン購入実 施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H27年度
			「別紙のとおり」					100.0%
	4 (間接)環境報告書公表企 業(上場/非上場)[%]	基準値	実績値					目標値
		H13年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		約30/ 約12	51.8/ 28.0	48.8/ 26.9	51. 6/ 29.3	54.6/ 24.7	調査中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年における環境ビジネスの市場規模及び雇用規模はそれぞれ約72兆円、約185万人となりもあり、前年に比べて横ばいもしくは減少傾向にあるものの、基準年度である平成18年と比べると着実に増加している。</li> <li>○中小企業の環境配慮型経営を促進する「エコアクション21」は、平成27年度の達成目標である認証取得件数6,000件を、平成22年度で達成した。</li> <li>○エコ/SRIファンドの公募投資信託の純資産高は減少したが、設定数は伸びている。</li> <li>○環境報告書作成割合は、上場企業については増加傾向にあるが、総じて横ばい。</li> <li>○「第二次循環型社会形成推進基本計画」において、平成27年度までにすべての地方公共団体が組織的にグリーン購入法を実施することを目標としているが、平成22年度の調査では取組が73.1%に留まっている。</li> <li>○「地球温暖化対策のための税」の導入（法案審議中）や、環境関連投資促進税制の創設により、税制のグリーン化を推進。</li> <li>○国民一人ひとりの環境配慮行動を促す「エコ・アクション・ポイント」プログラムでは、全国のあらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みが構築され、23年度以降民間事業者の運営による事業推進が可能となる緒についた。</li> <li>○省エネ家電製品への買い換え・購入を促す家電エコポイント制度を実施。統一省エネラベル4☆相当以上の省エネ家電製品の割合は制度開始以降大きく増加制度実施期間（平成21年5月～平成23年3月）における省エネ家電製品の普及に伴うCO2削減効果は、年間約270万トンと推計。</li> <li>○エコ住宅の新築やエコリフォームを促す住宅エコポイント制度を実施。</li> </ul>
	<p>目標期間終了時点の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○昨年12月に実施した「環境経済観測調査」の結果として、今後10年間にわたり発展を見通す企業は多く、回答企業の36%が環境ビジネスを実施しており、30%が今後新たな環境ビジネス分野への進出を志向するなど、今後の環境ビジネスの市場拡大に向けた機運が着実に高まっている。</li> <li>○エコアクション21は、毎年1,000件以上伸びており、順調に推移している。引き続き更なる促進に取り組む。</li> <li>○震災影響等による株価下落により、純資産残高が減少したものと思われる。設定数は増加しており、徐々に浸透しているが、市場割合は僅少。欧米では責任投資が盛んに行われており、今後とも日本版環境金融行動原則の策定等による環境金融の普及促進に取り組む。</li> <li>○環境報告書については、上場企業（特に大企業）については一定の普及が図られている。今後は非上場・中堅・中小企業などへの更なる普及と有用性の向上を図るために、環境報告ガイドラインの改訂等を行っていく。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」による報告書（平成22年6月）において提言された環境金融の更なる促進策を受けて、上記「目標期間終了時点の総括」に記載のとおり、平成22年度～平成23年度の施策に活用。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>測定資料4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「平成21年度環境にやさしい企業行動調査」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html</a>)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	環境経済課 環境計画課	作成責任者名	環境経済課長 正田 寛	政策評価実施時期	23年6月
-------	----------------	--------	----------------	----------	-------

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値 平成 年度	年度ごとの目標値					目標値 平成27年度
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
地方公共団体	-	76.1	76.2	76.0	73.1	73.8	100.0
上場企業	-	66.8	77.5	77.8	81.1	調査中	約50
非上場企業	-	56.5	70.3	70.7	69.8	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-34)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	533	1,004	712	4,980	
	補正予算(b)	4,000	65,000	-	-	
	繰り越し等(c)	731	4,000	4,439	-	
	合計(a+b+c)	5,264	70,004	5,151	4,980	
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(百万円)	1,134	58,982	4,655		
	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(抜粋)	

測定指標	1 都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	15.0%	59.2%	100.0%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
2 政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	-	-	-	-	-	2.3%	6.5%	増加傾向の維持
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
3 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数	基準値	実績値					目標値	
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	-	246	176	176	175	175	175	減少傾向の維持
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)については、特例市以上の地方公共団体において着実に策定自治体数が増加しており、特例市未満についても増加傾向にある。公害防止計画の策定市町村数については、新規地域の策定指示はなく、減少傾向にある。
	目標期間終了時点の総括	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)については、特例市未満の地方自治体を対象として全国説明会を実施したほか、計画策定の参考となるよう、優良事例集をとりまとめた。また、地域における地球温暖化対策の実施を促進するため、平成21年度補正予算により各都道府県・政令市・特例市に設置した地域グリーンニューディール基金により前年度に引き続き支援を行うとともに、低炭素地域づくり面向的対策推進事業等による支援を行った。こうした計画策定と対策実施への支援により、低炭素な地域づくりが促進されたが、2020年温室効果ガス25%削減の目標に向け、より一層取組を促進する必要がある。また、平成22年度においては公害防止計画の策定指示を行わなかつた。なお、公害防止計画はすべて平成22年度で期限を迎えるとともに、平成23年の通常国会へ提出された地域の自主性・自立性を高めるための一括法案において、公害防止計画に係る環境大臣の策定指示を廃止し、環境大臣による計画の同意を公害防止対策事業関係に限定する改正が盛り込まれており、一括法案が成立すれば、その後は、新たな制度の下での運用がなされていくこととなる。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会の「公害防止計画制度の在り方について」の意見具申(平成22年12月)を踏まえ、公害防止計画制度に係る所要の法律改正案を国会に提出した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成21年12月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境計画課	作成責任者名	苦瀬 雅仁	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-35)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成						
施策の概要	NPO、企業、行政等といった各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ」を、全国7カ所に地方環境パートナーシップオフィスを、それぞれ設置。政策課題についての意見交換会・勉強会の実施、事業型環境NPO・社会的企業の支援などを通じたNPO、企業、行政等の協働での取組支援、環境・パートナーシップに関する情報の分析・発信などを行っている。						
達成すべき目標	各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	当初予算(a)	226	278	254	228		
	補正予算(b)	0	0	0	0		
	繰り越し等(c)	0	0	0	0		
	合計(a+b+c)	226	278	254	228		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)				
	・21世紀環境立国戦略	・平成19年6月1日	・「戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり」の協働による地域環境力の強化に基づき施策を展開。				

測定指標	1 地球環境パートナーシップ プラザのホームページアク セス件数(万件)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	535	772	819	801	575	増加傾向 を維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 環境らしんばん登録団体 数	基準値	実績値					目標値
		13年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		504	777	816	855	885	901	増加傾向 を維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 地球環境パートナーシップ プラザのメールマガジン配 信人数	基準値	実績値					目標値
		13年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		1,467	3,280	3,731	3,795	3,845	3,169	増加傾向 を維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供等を行ってきた。環境らしんばんへの登録団体数は着実に増加傾向にあり、セミナー等の開催も充実しつつある。HPアクセス件数、メールマガジンの配信人数は、URLドメインを変更したこと等により一時的に減少した。
	目標期間終了時点の総括	環境パートナーシップづくりの活動として、生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)が日本で開催されること等を背景に時機に見合った課題に関するシンポジウム等の開催、多目的スペースやインターネットを利用した情報整備、発信を重点事業として活動を行い、市民の地球環境問題、特に生物多様性への関心の向上、及び関係者のパートナーシップの促進を図った。 この結果、国際機関、政府、NGO、市民、議員、学生、各地の地方EPOや草の根の団体など多様な取組をつなぎ、国連生物多様性の10年(2011～2020)に向けて、新たなパートナーシップを生み出す素地をつくることができた。 2011年度以降も、国際的な展開も視野に入れつつ、国内での関心が継続するように様々な主体との連携を強化することが課題となっている。

学識経験を有する者の知見の活用	地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスにおいては、学識経験者を含む運営委員会等を設置し、その運営に関し助言等を得ている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
---------------------------

担当部局名	民間活動支援室	作成責任者名	河本晃利	政策評価実施時期 平成23年6月
-------	---------	--------	------	---------------------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-36)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進						
施策の概要	NPOや事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。						
達成すべき目標	環境教育・学習を通じて環境保全意識を醸成し、環境保全活動を推進するとともに、持続可能な社会を担う人づくりを行う。						
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
施策の予算額・執行額等	当初予算(a)	1,387	1,005	1,104	909		
	補正予算(b)	0	0	0	0		
	繰り越し等(c)	849	779	26	434		
	合計(a+b+c)	2,236	1,784	1,130	1,343		
執行額(百万円)		1,394	1,317	605			
施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			・平成19年6月1日 ・平成18年3月30日 (平成23年6月3日改訂)		・「戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり」の具体的方策である「21世紀環境教育プラン」に基づき施策を展開。 ・「2005年1月1日から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と宣言する」、「各国政府に対し、ユネスコが作成する国際実施計画を考慮し、2005年までに「国連持続可能な開発ための教育の10年」を実施するための措置をそれぞれの教育戦略及び行動計画に盛り込むことを検討するよう呼びかける。」(これに基づき策定された「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」に基づき施策を展開。)		

測定指標	1 環境に優しいライフスタイル調査における「地域における環境保全のための取組に参加する」割合	基準値	実績値					目標値
		H22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H27年度
	34%	-	-	-	-	-	34%	60%
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	
2 我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画の推進	基準	施策の推進状況						目標
		H18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H26年度
	-	モデル事業実施	モデル事業実施	モデル事業実施・検証	ESD活動登録制度の検討	ESD活動登録制度の実施		実施計画の完了
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	
3 +ESDプロジェクトにおけるESD活動及びESD支援事業の登録数	基準値	実績値						目標値
	H22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		H26年度
	61	-	-	-	-	-	61	500
年度ごとの目標値			-	-	-	-	100	

目標の達成状況	いつでも・どこでも、誰でも環境教育に取り組むことができるよう、地域、家庭、企業、高等教育機関等において情報の集約・提供を行い、環境保全活動を推進するとともに、ESDの普及促進及び地域の活動支援を実施することにより、持続可能な社会の担い手づくりを推進した。
---------	---

施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	<p>○環境保全活動を行う者に対して助言・指導を行う環境カウンセラーの登録数は平成22年度末時点で4,500人を超え、環境教育・環境学習データベースのメールマガジン登録者数も1,000人を超えるなど、国民が行う環境保全活動に対して効果的な支援をおこなった。今後、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成23年法律第67号)に盛り込まれた学校施設の整備での環境配慮促進や教材開発、職員研修の充実等学校教育における環境教育の充実、体験の機会の場の認定制度や環境教育等支援団体の指定制度の導入、民間団体の意欲やノウハウをより発揮しやすくするための協定制度の導入などが通じて、より効果的な支援を推進する。</p> <p>○今後の環境教育施策の在り方を検討するため、環境省内に環境大臣政務官をチームリーダーとして「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」を開催し、報告書を取りまとめているところ。今後、対話や参加を重視し、地域における学びや、引き出す教育を通じて、「環境保全のための力」とともに、コミュニケーション能力や課題を発見する力などの「未来を創る力」を育む環境教育を推進する。</p> <p>○「国連ESDの10年」については、我が国における国内実施計画の重点的取組事項を中心に、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかになった課題を踏まえ、ESD活動の登録制度(「+ESDプロジェクト」)を開始した(H23年2月)。本プロジェクトの実施により、国内で数多く実施されているESDの理念に合致する活動を、多くの人の目に触れるようにする「見える化」及びESD活動の実践者同士や実践者と活動の支援者とをつなげる「つながる化」を図ることでESDの普及と活性化を促進する。今後、本プロジェクト等の一層の推進によって得られた成果を我が国で開催予定の最終年会合において世界に発信する。</p>
------------	-------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○上記「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」において、外部有識者から、日本型の環境教育・普及啓発ビジョンとして、自然体験や協働経験としての学びなどにより、「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育てていくことや、国の役割や環境教育の成果の評価等の提言を受けた。</p> <p>○「国連持続可能な開発のための10年」関係省庁連絡会議の基に設置されている有識者から成る円卓会議の場において、有識者より「ESD」の概念は幅広くわかりにくいため、ESDの活動を可視化し広く社会に発信することにより、実践事例からESDを理解してもらうことが重要である等の提言を受けた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名	環境教育推進室長 河本 晃利	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	---------	--------	-------------------	----------	-------------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-33)

施策名	目標9-1環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図るとともに、環境基本計画の見直しを行う。					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	24	25	19	28
	補正予算(b)					
	繰り越し等(c)					
	合計(a+b+c)	24	25	19	28	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	第三次環境基本計画の総合的環境指標(一部)	基準値	実績値					目標値 年度
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		「別紙のとおり」						
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。
	目標期間終了時点の総括	第三次環境基本計画を基本として進められている環境施策を概観すると、地球温暖化問題については、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、物質循環の確保と循環型社会の構築については、循環型社会形成推進基本法に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、生物多様性の保全については、第三次生物多様性国家戦略のほか、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略2010が策定されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきた。また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき8つの戦略を掲げた21世紀環境立国戦略が策定されており、施策の重点化も進められている。一方、各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にある。環境保全の取組が着実に進むよう、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、施策の点検結果に示した内容を、各界各層に広く周知し、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的な施策に反映し、引き続き着実に環境施策を進めていく。また、引き続き、啓発対象に合わせ柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。今後予定されている第三次環境基本計画の見直しにおいては、現下の経済社会状況の変化を踏まえつつ、点検結果を適切に反映させるとともに他の計画との調和を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	環境大臣から「環境基本計画について」の諮問(平成23年3月)が行われ、中央環境審議会総政部会において見直しを検討している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境計画課	作成責任者名	苦瀬雅仁	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	-------	--------	------	----------	---------

## 別紙

a	地球温暖化分野:温 室効果ガスの年間 総排出量(百万t-)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			1,341	1,374	1,282			1,231
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
b-1	物質循環分野:資源 生産性(万円/t)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			34.8	36.1	36.1			約39
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
b-2	物質循環分野:循環 利用率(%)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			12.5	13.5	14.1			約14
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
b-3	物質循環分野:最終 処分量(百万t)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			29	27	22			約28
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
c-1	大気循環分野:大気 汚染に係る環境基 準達成率(%)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			90.7	94.4	95.5	95.7		
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
c-2	大気循環分野:都市 域における年間の 30°C超高温時間数・ 熱帯夜日数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			20	31	25	20		
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
d-1	水環境分野:公共用 水域の環境基準達 成率(%)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			86.3	85.8	87.4	87.6		
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
d-2	地下水の環境基準 達成率(%)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			93.2	93	93.1			
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
e	化学物質分野:PRT R対象物質のうち環 境基準・指針値が設 定されている物質等 の環境への排出量 t/年)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			27,906	27,326	22,725			
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
f	生物多様性分野:脊 椎動物、昆虫、維管 束植物の各分類群 における評価対象種 数に対する絶滅のお それのある主数の 割合	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			19.7	22.9	—			
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

c-1:NO2(自排局)の環境基準達成率

d-1:BOD又はCODの環境基準達成率

f:脊椎動物の評価対象種数に対する絶滅のある種数の割合

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-38)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全に対する適切な環境配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	14	13	10	10	
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰り越し等(c)	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	14	13	10	10	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に乗り換えたもので内数)[件]	基準値	実績値					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			169(50)	177(50)	179(50)	188(50)	196(50)	
2 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	2 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
			4	5	5	5	5	5
施策に関する評価結果	目標の達成状況	環境影響評価法に基づく手続を通じ適切な環境配慮が図られるとともに、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。また、平成22年3月に閣議決定された「環境影響評価法の一部を改正する法律」について国会において継続して審議を行った。						
	目標期間終了時点の総括	環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、計画段階配慮手続や環境保全措置等の結果の報告手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会で継続して審議した。 今後は、改正法案の円滑な施行に向けた調査・検討が必要であり、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等についての検討が必要。また、最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベース構築が必要。						

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html">http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html</a>

担当部局名	環境影響評価課	作成責任者名	花岡 千草	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	---------	--------	-------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省22-39)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発						
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。						
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,379	2,576	6,482	8,899		
	補正予算(b)	△ 28	670	0			
	繰り越し等(c)	0	0	700			
	合計(a+b+c)	2,351	3,246	7,182	8,899		
執行額(百万円)		2,253	2,425	6,713			
施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	第3期科学技術基本計画			平成18年3月28 日 閣議決定		第1章 1 (3) 科学技術は競争力と生産性向上の源泉 であり、科学技術を一層発展させ、その 成果を絶えざるイノベーションにつなげ ていくことによって、経済の回復を確実な ものとし、持続的な発展を実現すること が必要である。	

測定指標	1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数／全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	各年度
		—	16/26 (61.5%)	18/21 (85.7%)	22/33 (66.7%)	26/36 (72.2%)	20/38 (52.6%)	60%以上
年度ごとの目標値		—					—	
2 環境技術実証事業における実証技術数 (単位:件)	基準値	実績値					目標値	
	15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	各年度	
	16	38	48	87	87	72	対象技術分野数×10	
年度ごとの目標値		—					—	

目標の達成状況	・環境研究総合推進費(競争的資金)については、外部の評価委員会において事前・中間・事後評価を実施している。H22年度は目標値には及ばなかったが、採択された課題の事後評価では、当初の研究目的に対し概ね妥当との評価が得られた。 ・環境技術実証事業における実証技術数については、22年度は目標値に及ばなかったが、近年安定的に推移し、通算394技術を実証しており、アメリカに次いで世界トップレベルの実績を有している。
---------	---

施策に関する評価結果	<p>目標期間終了時点の総括 (平成22年度の総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標については、概ね目標値を達成している。</li> <li>・環境研究・技術開発は、中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」に基づき、①脱温暖化・②循環・③自然共生・④安全の各領域の研究を進めてきたところ、平成22年6月に同戦略を見直し、新戦略では上記4領域の研究に加え、新たに(1)全領域共通及び(2)領域横断の重点課題を新設するとともに、(3)技術・システムの社会適用によるイノベーションを推進していくこととした。</li> <li>・なお、分野横断的な研究開発を実施するため、環境研究総合推進費において新たに領域横断分野を設け、平成23年度は3件の研究開発を実施することとしている。</li> <li>・環境技術実証事業については、実証件数が頭打ちとなりつつあるが、平成23年度より、新規技術分野(温暖化対策技術分野(照明用エネルギー低減技術(反射板・拡散板等)))を立ち上げるほか、情報発信のあり方を見直すなど、事業の活性化を図ることとしている。</li> <li>・今後も、環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与するための取組を進めていく。</li> </ul>
------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	研究・技術開発課題については、外部有識者により事前・中間・事後評価を実施しており、その評価結果を踏まえ研究・技術開発を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境技術実証事業:実証技術情報(実証結果一覧) <a href="http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html">http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html</a>
---------------------------	--

担当部局名	環境研究技術室 環境計画課	作成責任者名	環境研究技術室長 山本昌宏 環境計画課長 苦瀬雅仁	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	------------------	--------	------------------------------------	----------	---------

## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2 (環境省22-40)
-------------------

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。					
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,467	1,409	2,383	1,763
	補正予算(b)					
	繰り越し等(c)					
	合計(a+b+c)	1,467	1,409	2,383	1,763	
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	執行額(百万円)	1,256	1,203	1,290		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第3次環境基本計画	平成18年4月 閣議決定	第二部第1章第9節第2項5(1) 「…、環境情報に関する国民の満足度 について、環境基本計画の見直しのた めに実施するアンケート調査によりその 実態を把握し、当該満足度が90%を超 えることを目標とします。」			

測定指標	1 環境情報に関する国民の 満足度(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		—	24.9	17.7	24.4	17.9	16.5	90超
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・平成22年度の「環境情報に関する国民の満足度」は16.5%と、第3次環境基本計画における目標値である90%超を下回っている。 ・環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象として43コース(51回)の研修を実施し、1,500名が所定の課程を修了した。
	目標期間終了時点の総括	・第3次環境基本計画が策定された平成18年度以降、「環境情報に関する国民の満足度」は、同計画に定める目標値を下回った。 ・国民の環境情報に関するニーズの把握を強化すると共に、より一層適切な対応を行う必要がある。 ・なお、「環境情報に関する国民の満足度」の実績値が年度ごとに大きな変動を見せていることから、当該値を指標と用いることの妥当性についても検討する必要があると考えられる。 ・環境行政の動向及び研修の評価をもとに平成22年度研修計画を策定することで、よりニーズに沿った研修を実施することができたものと考えている。平成23年度においても引き続き研修の充実に努めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	
-------------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室	作成責任者名	苦瀬 雅仁 佐藤 邦子 瀬川 恵子	政策評価実施時期	23年6月
-------	---	--------	-------------------------	----------	-------